

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、
被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。

1. 事業の概要

➤ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患
- ②遺伝性疾病
- ③先天性疾病
- ④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➤ 事業の対象者

- ・**11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている方が対象です**
- ・**受給者証の交付申請をしていただく必要があります**

※11種類の障害（代表的な疾病）

- ①造血機能障害
(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- ②肝臓機能障害
(肝硬変など)
- ③細胞増殖機能障害
(悪性新生物など)
- ④内分泌腺機能障害
(糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など)
- ⑤脳血管障害
(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- ⑥循環器機能障害
(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- ⑦腎臓機能障害
(ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など)
- ⑧水晶体混濁による視機能障害
(白内障など)
- ⑨呼吸器機能障害
(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- ⑩運動器機能障害
(変形性関節症、変形性脊椎症など)
- ⑪潰瘍による消化器機能障害
(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を新たに交付します
- ・長崎市（長崎県）にて申請内容の審査の上、郵送します。
- ・有効期限はありません（更新は不要です）

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

2. 申請までの流れ

第二種健康診断受診者証を持っている

1 1種類の障害を伴う疾病の有無

ある

ない

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

被爆体験に基づく精神疾患がある方

被爆体験者
精神医療受給者証

※原爆投下時に
胎児だった方
はこちら

交付を
希望

交付を
希望

※交付申請希望の方には、
申請書を送付しますのでお問い合わせください。

①かかりつけの医療機関において、**11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっていることがわかる所定の診断書を作成ください。**

※診断書作成費用は自己負担です

②所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎市（長崎県）へ提出 ※令和6年12月1日より申請受付を開始します

③長崎市（長崎県）から受給者証を交付（郵送します）
※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります

④令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、**12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎市（長崎県）へ請求できます。**

医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、**領収書の保管をお願いいたします。**

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎市 原爆被爆対策部 調査課
拡大地域支援係
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
TEL 095-829-1290
(担当区域)
長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

長崎県 福祉保健部
原爆被爆者援護課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL 095-895-2475
(担当区域)
長崎県内（長崎市外）九州・中国・四国地方

(令和6年12月18日)